

Q 特別支援学級への入級や医療機関や専門機関によるアセスメントの実施について、特別な支援を要すると思われる子どもの保護者との相談は、どのように進めればよいでしょうか。

A 特別支援学級とは、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うもので、①知的障害、②肢体不自由、③病弱・身体虚弱、④弱視、⑤難聴、⑥言語障害、⑦自閉症・情緒障害に分けられます。奈良県においては、発達障害の中でAD/HD（注意欠陥多動性障害）やLD（学習障害）、さらに、アスペルガー症候群については特別支援学級ではなく、通常学級で適切な配慮のもとで学習することが一般的です。

教育支援指導委員会から特別支援学級入級が望ましいとされた児童生徒であっても、保護者の意向等で通常学級に在籍し、時には特別支援教育支援員等のサポートを得て、周囲の多くの子どもたちといっしょに学習しているケースも少なくありません。

障害のある児童生徒が通常学級で学習や活動をする場合著しい困難を感じたり、周囲の誤解や不適切な対応による二次障害として自信喪失、不登校、うつなどを起こしたりすることも考えられます。このような場合、児童生徒がより適切な教育環境の中で、学習や訓練の効果を上げるよう、特別支援学級入級も含めて、個別の支援を一層進められる方法を考える必要があります。

保護者は、わが子をみんなと一緒に学習させたいという気持ちと、子どもが生きていくために必要な力を付けてほしいという気持ちを併せてもっています。医療機関や専門機関によるアセスメントの実施や、特別支援学級への入級について話をする場合、保護者の願いに寄り添いながら、子どもにとっての特別支援学級入級のメリット等を示し、成長、自立のために必要なことについて、保護者の立場になって説明することが大切です。

特別支援学級入級のメリットについては、次のようなことが挙げられます。

- 少人数の中で、個別の指導計画に基づく個人の状態に応じた指導や個別の教育支援計画による関係機関と連携して支援を受けることができる。
- 周囲の状況に過敏な子どもや感情が激しくパニックを起こしやすい子どもが集中できるような環境調整された中で、落ち着いて学習や作業ができる。
- 担任の支援や仲立ちにより、少人数でコミュニケーションの学習ができる。
- 障害の種別や程度に応じて、その子どもにふさわしい内容の学習ができる。

まずは、特別支援学級の見学や体験、市町村教育委員会の教育相談担当者やその他の第三者からの助言を得ることも有効でしょう。入級しなくても、特別支援教育コーディネーターの支援や、学校として可能な範囲で特別支援学級との交流等、その児童生徒に必要な教育を提供することもできます。

奈良県教育委員会から平成22年に出された、特別支援教育の更なる充実に向けた「就学指導のガイドライン」には、特別支援に関する相談を行うときに大切にしたい視点等が示されています。

経験校種

小学校・中学校